

ひとり親世帯臨時特別給付金

子育て支援課 ☎(55)7118

ひとり親世帯を支援するため、「ひとり親世帯臨時特別給付金」の事業を実施しています。

対象となる方でまだ申請がお済みでない場合は、令和3年2月26日(金)までに子育て支援課または各支所へ申請をしてください。

【基本給付】

▼対象となる方／児童扶養手当の支給要件にあてはまり、次のいずれかに該当する場合

①公的年金等を受給し、令和2年6月の児童扶養手当の支給が全額停止される方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▼給付額／1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】

▼対象となる方／令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方または、基本給付の①に該当する方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

▼給付額／1世帯5万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、事業収入の減少した中小事業者などに対して令和3年度課税分の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を軽減します

▶対象者／新型コロナウイルス感染症に影響を受けた次のいずれかの要件を満たす中小事業者など(風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く)

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1千人以下の法人
- ・常時使用する従業員が1千人以下の個人

※次の法人はたとえ資本金1億円以下でも対象とはなりません。

1. 同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1千人超の法人または大法人(資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人など)の間に当該大法人による完全支配関係がある法人などをいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

▶適用期間／令和3年度課税の1年分を適用します。

▶特例対象／事業用家屋および償却資産に係る固定資産税(土地についての軽減はありません。)

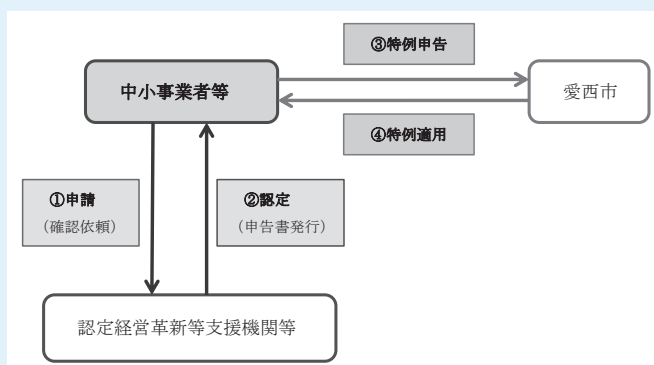
▶特例内容／中小事業者などについて、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入の合計が次の場合は、課税標準額の軽減措置を行います。

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入	軽減率
前年同期比30%以上50%未満減少している場合	2分の1
前年同期比50%以上減少している場合	全額

▶申告書の様式／申告書の様式は、税務課または各支所窓口を設置。市ホームページからもダウンロード可

▶申請の流れ／

- ①中小事業者が認定経営革新など支援機関などに申告書類の確認を依頼します。
- ②認定経営革新など支援機関などは中小事業者などに対して申告書類の各要件を満たしていることを確認し、作成します。
- ③中小事業者などは令和3年2月1日(月)までに必要書類を添付して税務課または各支所へ特例の申告をします。
- ④税務課で申告書類を確認し、特例を適用します。



問 税務課 ☎(55)7122